

岡山県子どもの居場所登録制度実施要綱

第1条（目的）

子ども食堂などの子どもの居場所は、食事や学習支援の提供を通じて、様々な家庭環境にある子どもたちの多様な学びや体験の場となりうるほか、地域での見守りの機能を果たすなど、家庭や学校以外の居場所となりうるものとして重要な役割を担っている。

このような子どもの居場所について、登録制度を設け、登録された子どもの居場所の活動を広く県民に紹介し、子どもの居場所の認知度や社会的信用を高めることにより、子どもの居場所の更なる普及・定着を図る。

第2条（登録要件）

1 子どもの居場所運営者（以下「運営者」という。）の要件

次の（１）～（４）に掲げる要件をすべて満たすこと。

- （１）代表者を有し、子どもの居場所の実施及び運営について責任を持って行うことができること。
- （２）子どもの居場所を運営する事業について、独立した経理を行っていること。
- （３）子どもの居場所を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する団体でないこと。
- （４）関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと。

2 子どもの居場所の運営の要件

次の（１）～（７）に掲げる要件をすべて満たすこと。

（１）参加者

18歳未満の子どもが必ず参加すること。

（２）実施内容

子どもが1人でも安心して参加できる居場所を確保していること。

子ども食堂においては、子どもに食事を提供し、ボランティア等と共食を行うこと。

（３）利用料金

無料又は低額（実費相当額）とすること。

（４）開催頻度等

年間を通じて定期的かつ継続して開催することとし、原則月1回以上の開催をし、かつ、1回につき子どもが5人以上利用する見込みがあること。

（５）様々なリスクへの対応

ア 食中毒や事故等に対する保険へ加入すること。

- イ 子どもの居場所において、食事を提供する場合には、食品衛生法ほか関係法令通知等を遵守し、食品衛生法の許認可等の規制も含めた管轄保健所の指導に従うとともに、衛生管理の責任者を設けること。なお、衛生管理の責任者は、食品衛生責任者の資格等を有する者、又は食品衛生責任者養成講習会等（以下「講習会」という。）を受講した者とし、該当する者が不在の場合は、速やかに講習会を受講すること。
- ウ 子どもの居場所において、食事を提供する場合には、食品のアレルギー対策として、次のいずれかを行うこと。
- ① アレルギー対応しない場合
周知の徹底、注意事項の提示、子どものみが参加する場合の保護者への事前の聞き取り等
 - ② アレルギー対応する場合
専門職の関与、注意事項の掲示、子どものみが参加する場合の保護者への事前の聞き取り等
- エ 参加する子どもへの不適切な対応（体罰、暴言など）を行わないこと。また、参加者間で、いじめ、非行、暴力行為などの不適切な行為が発生しないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。
- オ 参加者に政治活動、宗教活動、物品の売り付けを行わないこと。また、参加者がこれらの行為を行わないようスタッフによる注意や注意事項の掲示など必要な配慮を行うこと。
- カ 防犯対策として、スタッフによる見回りや声かけなど必要な配慮を行うこと。
- キ 災害時の避難場所の確認などの対策を講ずること。
- ク 子どもの居場所内では、子どもを含め参加者の飲酒、喫煙を禁止すること。
- ケ 主に酒類を提供する飲食店において子ども食堂を実施する場合は、当該飲食店の営業時間外に実施すること。ただし、営業時間内であっても別室で実施するなど、飲食店の客と区別した場所で実施する場合は、この限りではない。
- (6) 営利を目的とせず、福祉を目的としたボランティア活動の一環として行われるものであること。
- (7) 運営者は、市町村や市町村社会福祉協議会等との連携に努めること。

第3条（登録の届出）

子どもの居場所の登録を希望する運営者は、「岡山県子どもの居場所登録届（以下、「登録届」という。）」（参考様式1）を岡山県子ども家庭課から事業を受託している団体（以下「受託団体」という。）を経由して知事に提出する。

受託団体は、運営者から登録届の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正

と認められたときはこれを取りまとめの上、「岡山県子どもの居場所登録制度への登録届送付書」（様式第1号）と併せて、知事に提出する。

第4条（登録）

知事は、第2条に定める登録要件を満たすと認められる子どもの居場所について、「岡山県子どもの居場所登録名簿」（様式第2号）に登録する。

第5条（登録の通知）

知事は、前条により登録したときは、「岡山県子どもの居場所登録通知書」（様式第3号）により、当該子どもの居場所の運営者に通知する。

第6条（登録の変更）

運営者は、登録している子どもの居場所について、登録届の内容に変更があった場合は、「岡山県子どもの居場所登録事項変更届」（以下「変更届」という。）（参考様式2）により、受託団体を經由して知事に届け出なければならない。

受託団体は、運営者から変更届の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめの上、「岡山県子どもの居場所登録制度の変更届送付書」（様式第4号）と併せて、知事に提出する。

第7条（登録の辞退）

運営者は、次のいずれかに該当する場合は、「岡山県子どもの居場所登録辞退届」（以下「辞退届」という。）（参考様式3）により、受託団体を經由して知事に届け出なければならない。

- （1）子どもの居場所を取り止める場合
- （2）第2条に定める登録要件を満たさなくなった場合

受託団体は、運営者から辞退届の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認められたときはこれを取りまとめの上、「岡山県子どもの居場所登録制度の登録辞退届送付書」（様式第5号）と併せて、知事に提出する。

第8条（登録の取消）

知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。なお、登録の取消を決定したときは、「岡山県子どもの居場所登録取消通知書」（様式第6号）により当該運営者に通知するものとする。

- （1）登録申請の内容に虚偽があり、第2条に定める登録要件を満たしていないことが判明した場合

- (2) 第2条に定める登録要件を満たさなくなつたと認める場合
- (3) 第6条に定める登録事項変更届が適切になされず、注意喚起を行ったにも関わらず必要な対応がなされない場合
- (4) 前3号のほか、子どもの居場所の運営を適切に行うことができないと判断される場合

第9条（その他）

この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。